

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるときは、  
翌日)

## 目 次

### ◇規

則 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業に係る事務の委任に関する規則

### ◇告

示 鳥取県会計規則の一部を改正する規則  
解の指定の一部改正  
鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

## 規 則

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業に係る事務の委任に関する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第二十九号

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業に係る事務の委任に関する規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第二項の規定に基づき、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げる事務を鳥取市長に委任する。

一 第一百十条の規定による清算金、督促手数料及び延滞金の徴収並びに清算金の交付

二 第一百一条の規定による清算金等の相殺

三 第一百十二条の規定による抵当権等が存する場合の清算金等の供託

### 附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第三十号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一百五十三条の次に次の一条を加える。

(歳入歳出外現金計算書)

第一百五十三条の二 癖の出納員は、毎月、歳入歳出外現金計算書(様式第

五十四号の二)に歳入歳出外現金月計対照表(様式第五十九号)を添え、

癖長を経て翌月十日までに出納長に提出しなければならない。

第一百五十五条第三号中「(様式第五十九号)」を削る。

第一百五十六条中「支出計算書及び現金出納簿」を「支出計算書及び歳入

歳出外現金計算書」に改める。

第一百七十二条第二項及び第三項中「支出計算書」の下に「歳入歳出外

現金計算書」を加える。

様式目次中「様式第五十四号 支出計算書」を  
「様式第五十四号 支出

計算書  
歳入歳出外現金計算書」  
に改める。

様式第五十四号の次に次の一様式を加える。

様式第五十四号の次に次の一様式を加える。



様式第五十九号中「(第155条関係)」を「(第153条の2、第155条関係)」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百三十七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(摩かいの指定について)の一部を次のように改正し、昭和五十六年四月一日から施行する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県境港水産事務所 境港市栄町」を  
「鳥取県境港水産事務所 境港市栄町」を  
鳥取県栽培漁業試験場 東  
境港市栄町  
伯郡泊村大字石脇」  
に改める。

鳥取県告示第三百三十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取

県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十六年四月一日から施行する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表中

泊支店 東伯郡泊村大字泊

を 泊支店 東伯郡泊村大字泊 鳥取県栽培漁業試験場 に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】